

日大歯学投稿規定

平成 26 年 12 月 24 日制定

令和 5 年 4 月 14 日施行

1. 本誌

本誌は、研究成果の論文発表による発信を通して、歯科医学の発展に寄与することを目的として、日本大学歯学会が発行する学術雑誌である。

2. 投稿資格

本誌へ投稿する著者（共著者も含む）は、原則として日本大学歯学会の会員に限る。ただし、日大歯学編集委員会（以下、編集委員会という）が特に認めたものはこの限りではない。

3. 投稿論文の種類

原著論文、総説、症例・臨床報告およびその他とし、過去に他誌に掲載のもの、あるいは投稿予定の無いものに限る。ただし、編集委員会が認めた場合はこの限りではない。編集委員会は総説論文等（総説、報告、研究紹介、学会報告、招待論文、特許、社会活動、臨床ノート、フォーラム）の投稿を依頼することができる。

4. 倫理的配慮

投稿論文は、ヒトを対象とする場合はヘルシンキ宣言（以後の改定、補足事項を含む）およびその他の倫理規定を遵守し、動物実験は関係法令や基本指針等を踏まえ、動物実験等の具体的な実施方法を定めた研究機関内規定に基づいて倫理的に行われたものでなければならない。

5. 利益相反

論文の内容に関する利益相反をすべて申告すること。

6. 投稿論文の採否

投稿論文の査読後、その採否および掲載順序を編集委員会が決定する。なお、編集委員会は文意に変化を来さない範囲において字句の改訂を行うことができる。

7. 投稿論文の形式

投稿論文の作成にあたっては、「投稿の手引き」に従い A4 判横書きで作成し、表紙から文献まで通しページをつける。原著論文の形式は、原則として要旨、緒言、材料および方法、結果あるいは成績、考察、結論、文献の順に記載する。原著論文以外の論文も、原則としてこれに準ずる。

8. 校正

著者による校正は、原則再校までとする。その際には、字句の著しい変更、追加あるいは削除などは認めない。

9. 著作権

本誌に掲載された論文、抄録などの著作権は日本大学歯学会に帰属する。

10. 掲載料

著者は掲載料を負担する。編集委員会から依頼する原稿についてはこれを除く。

11. 規定にない事項

この規定にない事項は、別に編集委員会で決定する。

12. 投稿論文の送付先

所定の投稿申込用紙に必要事項を記入のうえ、下記へ送付する。

〒101-8310 東京都千代田区神田駿河台 1-8-13

日本大学歯学部研究事務課気付

日大歯学編集委員会

TEL : 03-3219-8060, FAX : 03-3219-8324

E-mail : de.shigakukai@nihon-u.ac.jp（日本大学歯学会専用のアドレス）